

平成21年1月記者懇談会

日時 平成21年1月28日(水)
午前10時30分
場所 政策会議室

1 市長あいさつ

- 2 市政記者クラブからの質問事項 (幹事社 中日)
今回質問事項はありません

3 市からの発表事項

- (1) 新城市民病院改革プラン(素案)について (市民病院総務課)
- (2) 新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドラインの策定について (環境課)
- (3) 新城市中心市街地活性化基本計画(案)のパブリックコメントの実施について (都市計画課)
- (4) 新城市生涯学習推進計画(案)のパブリックコメントの実施について (生涯学習課)

4 市からの資料提供

- 第8回愛知県観光大学について (観光課)

5 行事予定表

※ 平成21年度予算(案)の臨時記者懇談会を2月17日(火)午前10時から政策会議室で開催します。

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	21 年 1 月 28 日	
担当課・室・グループ名	市民病院 総務課	
担当者職・氏名	課長	請井 浩二
連絡先(電話)	0536	23-7852
連絡先(FAX)	0536	22-2850
連絡先(Eメール)	byouin@city.shinshiro.lg.jp	

件名 新城市民病院改革プラン(素案)について

新城市民病院では、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくため、東三河北部医療圏の拠点病院としての医療の役割や規模について、当院の基本理念である「地域住民に信頼され、選ばれる病院」の再構築のため「新城市民病院改革プラン」を策定する。

◎計画の内容

- 1) 新城市民病院の果たすべき役割
- 2) 経営の効率化
- 3) 収支計画
- 4) 再編・ネットワーク化
- 5) 経営形態の見直し
- 6) 実施状況の点検・評価・公表

◎素案策定までの経緯

- ◇市民病院経営改革委員会(院内) 7回開催
- ◇市民病院改革プラン策定会議 4回開催
- ◇東三河北部・南部圏域合同地域医療連携検討ワーキンググループ 3回開催
- ◇公立病院等地域医療連携のための有識者会議 5回開催

◎今後の予定

◇パブリックコメント

募集期間 平成21年2月3日(火)から3月2日(月)まで

閲覧場所 市及び市民病院ホームページ、市民病院総合窓口、市役所情報公開コーナー
鳳来総合支所地域振興課、作手総合支所地域振興課

意見提出 住所、氏名、ご意見を明記したもの(任意の様式)を下記の方法により

- 方法
- 1) 市民病院総務課へ持参
 - 2) 郵送
 - 3) ファックス
 - 4) Eメール

◇公表

パブリックコメントのご意見等を踏まえて最終調整し、3月下旬公表

報道機関発表資料

提出日	21年 1月 28日	
担当課・室・グループ名	環境課	
担当者職・氏名	環境課長	清水照治
連絡先(電話)	0536	23-7677
連絡先(FAX)	0536	23-8388
連絡先(Eメール)	kankyou@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドラインの策定について
----	---------------------------------

内容	<p>現在、市内では2事業者が風力発電事業の可能性について調査しています。 こうした動きに対し、関係法令による規制のほか、環境の保全及び住民への影響の観点から自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定したものです。</p> <p>施行日 平成21年1月20日</p>
----	---

新城市風力発電施設等の建設等に関するガイドライン

平成 21 年 1 月

愛知県新城市

1 目的

エネルギーは、経済の健全な成長と、安定した生活のために必要不可欠な要素である。しかしながら、化石エネルギーの過大な消費などによって引き起こされる地球温暖化をはじめとした地球環境問題が人類の生存基盤に対し深刻な影響を及ぼしている現在、風力発電、太陽光発電などといった自然エネルギーを利用した取り組みが展開されている。特に風力発電は排出物の少ないクリーンなエネルギーであり、また、海外における多くの導入事例、RPS法の施行などにより急激な進捗が見られるが、その建設にあたり騒音や電波障害、景観への配慮や地域住民との調整など、風力発電施設を建設する前に十分な調査、協議及び調整していくことが必要であると考えられる。

このガイドラインは、市内において風力発電施設の建設を行おうとする者（以下「事業者」という。）に対し、関係法令による規制のほか、環境の保全及び住民生活への影響の観点から自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。

2 対象施設等

(1) このガイドラインは、風力発電施設（1基あたりの定格出力が100キロワット未満の施設を除く。）及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の新設、増設又は大規模な改修（以下「建設」という。）を行う場合を対象とする。

(2) 大規模な改修とは、風力発電施設等の機種を全面的に変更し、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える場合をいう。

3 建設の基準

建設にあたっての環境及び景観等の保全に関する基準は、別表第1のとおりとし、事業者はその遵守に努めなければならない。

4 建設前の調整手順

建設に当たっての調整手順は、別表第2のとおりとし、事業者はこれによって手続等を行うものとする。

5 建設後の報告等

建設後の報告等は、別表第3のとおりとし、事業者はその遵守に努めなければならない。

6 その他

風力発電施設等の建設に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意をもって対応するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成21年1月20日から施行する。

別表第1 建設の基準

項目		内容
1	住宅との距離	住宅、事務所、店舗等（以下「住宅等」という。）との距離（風車におけるタワー基礎部分からの水平距離）は、風車の最高点（タワー基礎部分からブレード先端最高部までの垂直距離）の2倍以上とすること。ただし、その距離が500メートルに満たない時は、500メートル以上とすること。
2	騒音	設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準（「騒音に係る環境基準について」平成10年環境庁告示第64号、「騒音に係る環境基準の地域の類型」平成11年愛知県告示第261号）を超えないこと。 但し、都市計画区域外においても環境基準に準じた取扱いとすること。
3	低周波音	環境省「低周波音問題対応の手引書」などを参考に低周波音の軽減に努めるものとする。
4	電波障害	テレビ電波や防災行政無線等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じること。 テレビ電波や防災行政無線等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を行うこと。
5	自然環境	動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること。 風力発電施設等の建設等に伴う土砂崩壊等により、河川濁水等の影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じること。
6	景観	四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法によって予測し、予測した結果を市に対して提出すること。 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られたものにするものとする。 景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じること。
7	広告物	風力発電施設等及びその周辺には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要最小限の広告物以外は表示しないものとする。
8	光害	風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、光害が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。
9	文化財	文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）、新城市文化財保護条例（平成17年新城市条例第216号）に規定する文化財の保護を図ること。

別表第2 建設前の調整手順

項目		内容
1	市の窓口	生活環境部環境課を市の総合的な窓口とする。
2	風力発電施設等の建設に係る届出	風力発電施設等の建設等の計画が明らかになった時点で、風力発電施設等建設計画届出書(様式1)に関係書類を添えて、市へ提出すること。
3	法規制に係る協議	風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うこと。 建設に係る主な法令と市の所管課については、付表のとおりとする。
4	環境影響評価の実施	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEEDO」という。)が定める方法に基づき調査を行うこと。 の方法とあわせて、以下の事項を環境影響評価の項目に加え、調査を行うこと。 ア 振動 イ 広告物 ウ 光害 エ 文化財 オ 建設工事作業による影響 環境影響評価を行う場合には、事前に各評価項目の内容について関係各課と調整を行うこと。 環境影響評価実施後は、NEEDO「風力発電のための環境影響評価マニュアル」に掲げる手続の概要を準用して環境影響評価書案を公開し、地域への情報提供及び有識者からの意見聴取を行い、対応策等を環境影響評価書に反映させること。 環境影響評価書案について、市から意見等があった場合は、対応策等を環境影響評価書に反映させること。 環境影響評価書は、5に掲げる関係自治会の住民及び各種関連団体等への説明に供するとともに、市へ提出すること。
5	住民等への説明	建設を行う区域の住民及び環境影響を受けるおそれがあると思われる住民・各種関連団体等に対して、建設規模・スケジュール、安全対策、建設後の管理体制及び4、4に定める項目に関する説明会を開催し、十分な調整を行うこと。 の説明事項の規定は、各種関連団体等へ説明する場合において準用するものとする。 関係自治会の同意を得るにあたっては、合意形成のための十分な回答期間を設けること。
6	事業説明結果等の報告	3～5の結果を市へ速やかに報告すること。

別表第3 建設後の報告等

項目		内容
1	建設工事完了後の調査及び改善のための措置	<p>別表第1に定める項目（ただし、1を除く）について、建設工事完了後に実地調査を行い、結果を市へ提出するとともに、風力発電施設等の建設による環境影響が認められた場合は、改善のための措置を講じること。</p> <p>の内容について、市から環境影響に対する意見等があった場合は、改善のための措置を講じること。</p>
2	建設後における維持管理及び障害発生時の対応	<p>建設した施設について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めること。</p> <p>建設後に騒音、電波等の障害が発生したときは、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を市へ報告すること。</p>
3	市の施策への協力	<p>市が行う風力発電施設等に関する環境施策等に積極的に協力し、環境保全に努めること。</p>

付表 風力発電施設等建設に係る主な法令と市の所管課

法 令 名		市の所管課 (規制区域等が確認可能な課)
1	国土利用計画法	企画課
2	新都市土地開発行為に関する指導要綱	企画課
3	愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準	企画課
4	農地法	農業振興課
5	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興課
6	森林法	森林政策課
7	自然公園法	観光課
8	愛知県立自然公園条例	観光課
9	騒音規制法	環境課
10	振動規制法	環境課
11	県民の生活環境の保全等に関する条例	環境課
12	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	環境課
13	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境課
14	道路法	土木課
15	河川法	土木課
16	砂防法	土木課(県)
17	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	土木課(県)
18	地すべり等防止法	土木課(県)
19	公有地の拡大の推進に関する法律	用地課
20	建築基準法	都市計画課(県)
21	屋外広告物法	都市計画課
22	愛知県屋外広告物条例	都市計画課
23	都市公園法	都市計画課
24	新都市都市公園条例	都市計画課
25	消防法	消防総務課
26	新都市火災予防条例	消防総務課
27	文化財保護法	文化課
28	愛知県文化財保護条例	文化課
29	新都市文化財保護条例	文化課

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成21 年 1 月 28 日	
担当課・室・グループ名	都市計画課	
担当者職・氏名	課長	山崎敏勝
連絡先(電話)	0536	23-7640
連絡先(FAX)	0536	23-7047
連絡先(Eメール)	toshi-machi@city.shinshiro.lg.jp	

件名 「中心市街地活性化基本計画(案)」についてパブリックコメントを実施します。

新城市は、平成18年の中心市街地活性化法の改正に伴い、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んできました。このたび、今後10年間の中心市街地活性化の取組方針を定める「新城市中心市街地活性化基本計画」の素案がまとまりましたので、パブリックコメント手続き制度により、市民の皆さんからの意見を募集します。

◇募集期間 平成21年2月2日(月)から平成21年3月2日(月)まで

◇意見提出 住所・氏名・意見を明記(任意の様式)の上、①持参、②郵送、③ファックス、または④Eメールのいずれかの方法により都市計画課まで

◇閲覧 市のホームページおよび都市計画課(本庁仮庁舎)

◇閲覧期間 募集期間と同じ

◇説明会 ・日時 平成21年2月2日(月)午後7時から

・場所 市民体育館

・入場資格 どなたでも

◇問い合わせ・意見提出先

〒441-1392 (住所不要)

市役所都市計画課

(電話)23-7640

(ファックス)23-7047

(Eメール)toshi-machi@city.shinshiro.lg.jp

◇計画(案)の策定経過

①平成18年度に、旧法に基づく活性化計画の見直し作業の一環として、中心市街地活性化プラン策定事業を実施。公募市民30名で組織された「新城まちづくり会議」の研究活動の成果として、提言書が市に提出された。

②企画課、商工課、都市計画課、観光課、市民安全対策室、介護高齢課、防災対策課、文化課の主査級職員で組織する中心市街地活性化庁内連絡会議を平成18年度以降12回開催し、活性化事業等の検討を行った。

③平成19年度に、商工会、(株)山湊、まちづくり団体、公募市民3名、市関係課等12名を構成員とする中心市街地活性化協議会準備会議を設立し、新たな基本計画(案)の策定に取り組んだ。(会議を5回開催)

中心市街地活性化基本計画（案）の概要

- 名称：新城市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：新城市
- 計画期間：平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（10 年間）

◇中心市街地活性化の方針

「^{とき}歴史の音・^ね歴史の観に育まれる奥三河の^{くらしのまち}生活都市づくり」

1. 奥三河の人々が集まる中心拠点（新城市中心市街地）をつくり、魅力のあるまちとしていく。
2. 生活都市にふさわしい市街地整備改善や商業活性化等に取り組む。
3. 歴史文化や伝統を活かしたまち、人が集まる交流のまちとしていく。

◇中心市街地の位置及び区域

J R 新城駅前の商業地域を中心に、近隣商業地域や市役所、市民病院、県地方事務所、大規模商業施設等の主要な施設を包含する区域。

区域の面積：1 1 8 ha

◇中心市街地活性化の目標

事業を進めることによる効果を測る指標として次の 3 つの目標を設定する。

- ①公共交通の利用者数の増加
- ②区域内定住人口の増加
- ③区域内店舗数の維持

◇取り組む事業

<市街地整備>：都市計画道路栄町線整備、新城駅前広場整備等 1 2 事業

<都市福利施設整備>：市民病院基盤整備等 2 事業

<街なか居住の推進>：高齢者優良賃貸住宅整備等 3 事業

<商業の活性化>：空き店舗対策、景観整備等 1 1 事業

<公共交通の利便促進>：S バス試験運行事業等 3 事業

<その他>：推進体制の整備、大規模集客施設の郊外立地の規制

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	21 年 1 月 28 日	
担当課・室・グループ名	生涯学習課	
担当者職・氏名	課長	滝下一美
連絡先(電話)	0536	23-7654
連絡先(FAX)	0536	23-8388
連絡先(Eメール)	shougaigakushu@city.shinshiro.lg.jp	

件名 「新城市生涯学習推進計画(案)」のパブリックコメントの実施について

内容 新城市の生涯学習分野の推進に関する総合的、計画的な施策展開の方向性を示す指針として策定する「新城市生涯学習計画(案)」に対し、パブリックコメント手続き制度により、市民の皆さんから意見を募集します。

期間 平成21年2月2日(月)～平成21年3月2日(月)

提出方法 住所と氏名を記入のうえ、①から④のいずれかの方法で生涯学習課に提出

①本庁生涯学習課(市民体育館2階)に持参する。ただし、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時30分まで

②郵送する。

③ファックスで送信する。

④Eメールで送信する。

※電話による意見の提出は、受け付けできません。

計画案の閲覧期間

募集期間と同じ

閲覧の方法及び場所

- ・ 市のホームページ
- ・ 本庁生涯学習課(市民体育館2階)
- ・ 鳳来・作手総合支所地域振興課

※土・日曜日。祝日を除く、午前8時30分から午後5時30分まで

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	21 年 1 月 28 日	
担当課・室・グループ名	経済部 観光課	
担当者職・氏名	課長	高田 孝典
連絡先(電話)	0536	32-1985
連絡先(FAX)	0536	32-2111
連絡先(Eメール)	hri-kankou@city.shinshiro.lg.jp	

件名 第8回愛知県観光大学について

内容

新城市を始めとする、愛知県内の観光地を有する13の市町で構成する、愛知県観光まちづくり推進協議会では、広域的な観光事業を行い地域のまちづくりに寄与するため、毎年観光大学を開催しています。

本年度は、新城市を会場として隣接する浜松市や東三河地域で観光も含めたまちづくりに取り組まれている方をお招きしご講演を予定しております。

13市町【順不同】

蒲郡市、犬山市、田原市、半田市、東海市、大府市、新城市
幡豆町、南知多町、美浜町、武豊町、吉良町、一色町

第8回愛知県観光大学の概要

- 1 目的 会員市町の観光行政に携わる職員及び地域の観光事業に携わる方の研修の場として開催するものとする。
- 2 参加者 会員市町の観光担当課職員及び会場周辺地域の観光事業者等
- 3 日時 平成21年2月2日(月) 午後1時20分より
- 4 場所 愛知新城大谷大学
〒441-1306 愛知県新城市川路字萩原1-125 TEL0536-23-3311
- 5 講演内容 講師：浜名湖えんため 代表 稲葉大輔氏
テーマ 浜名湖えんための活動とその課題(仮称)
講師：浜松・東三河フェニックス 代表取締役会長 市川栄二氏
テーマ バasketボールによるまちづくり(仮称)
- 6 日程 13:20~13:30 開校式 学長挨拶
13:30~14:30 第1時限 浜名湖えんため 代表 稲葉大輔氏
14:30~14:40 休憩
14:40~15:40 第2時限 浜松・東三河フェニックス
代表取締役会長 市川栄二氏
15:40~15:50 閉校式

参加を希望される方は、下記まで電話またはファックスでご連絡ください。

新城市観光課 高田 井上

電話 0536-32-1985

FAX 0536-32-2111

平成21年2月

新 城 市 長 日 程 予 定 表

新城市

作成現在日：平成21年1月27日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	日					
2	月	9 : 00	市政経営会議	新城市	市役所本庁舎	市長室
		13 : 00	愛知観光大学	〃	愛知新城大谷大学	
3	火	9 : 00	補正予算査定	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
4	水	11 : 00	新城市企業誘致説明会	浜松市	オークラアクティシティホテル浜松	
5	木	12 : 00	五日会	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
		14 : 00	東三河広域協議会シニアリフレッシュ事業説明会	〃	文化会館	大会議室
6	金		在庁	新城市	市役所	
7	土					
8	日	12 : 50	第19回子ども陣太鼓発表会	新城市	文化会館	大ホール
9	月	9 : 00	部長会議	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
10	火	10 : 30	三遠南信地域整備連絡会議総会	浜松市	オークラアクティシティホテル浜松	
		13 : 00	三遠南信サミット2008in遠州	〃	〃	
11	水					
12	木		在庁	新城市	市役所	
13	金	13 : 30	平成20年度新城市防災会議	新城市	消防防災センター	
14	土	00				
15	日	10 : 30	愛知建連新城支部第52回定期総会	新城市	新城観光ホテル	東館
16	月	15 : 00	市政経営会議	新城市	市役所本庁舎	市長室
17	火	10 : 00	臨時記者懇談会	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
		14 : 00	豊川水源基金理事会	豊橋市	豊橋市役所	
18	水	13 : 30	男女共同参画プラン策定委員会・新城市男女共同参画推進協議会合同会議	新城市	文化会館	301会議室
19	木	9 : 00	議案説明会	新城市	市役所東庁舎	議場
		11 : 00	議員への定例報告会	〃	〃	委員会室
		13 : 00	記者懇談会	〃	市役所本庁舎	政策会議室
20	金	15 : 30	愛知県観光協会理事会	名古屋市	名鉄ニューグランドホテル	
21	土	10 : 00	黄柳野高校卒業式	新城市	黄柳野高校	
22	日	12 : 30	愛知県民俗芸能大会	新城市	文化会館	大ホール
23	月	9 : 00	部長会議	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
		13 : 30	国民健康保険運営協議会	〃	〃	〃
24	火	16 : 00	愛知県市長会役員会	名古屋市	自治センター	
25	水	10 : 00	市議会定例会本会議第1日	新城市	市役所東庁舎	議場
26	木	10 : 00	新城北設楽地域行政運営のあり方検討委員会	新城市	市役所本庁舎	政策会議室
		14 : 00	東三河北部圏域保健医療福祉推進会議	〃	新城保健所	
27	金	13 : 30	しんしろ安全安心で快適なまちづくり推進協議会	新城市	勤労青少年ホーム	集会室
28	土					